

配置予定技術者(1級〇〇施工管理技士又は2級〇〇施工管理技士の資格を有する者その他建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者)の資格等

- イ・学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業後5年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの(学科の内訳－建設業法施行規則 第1条)
- ・学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業後3年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの(学科の内訳－建設業法施行規則 第1条)
- ロ・当該建設業に係る建設工事に関し10年以上の実務経験を有する者
- ハ・国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するもの認定した者(建設業法施行規則第7条の3)

- ①旧実業学校卒業程度検定規定による検定で施行規則第1条に規定する学科に合格した後5年以上実務経験を有する者
- ②旧専門学校卒業程度検定規定による検定で施行規則第1条に規定する学科に合格した後3年以上実務経験を有する者
- ③建設工事の種類に応じ、それぞれ下表に掲げる者

R2.4.時点

建設工事の種類	建設業法 「技術検定」	建築士法 「建築士試験」	技術士法 「技術士試験」	職業能力開発促進法 「技能検定」	その他	登録基幹技能者 (登録〇〇基幹技能者) ※10年以上の実務経験が必要	(ア)工事業及び(イ)工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、(イ)工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
土木工事業 (土木一式工事)	・1、2級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・建設部門 ・農業部門(農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの、 農業土木、森林土木又は水産土木)				
建築工事業 (建築一式工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(建築)	・1、2級建築士					
大工工事業 (大工工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体又は仕上げ)	・1、2級建築士 ・木造建築士		・1、2級建築大工、型枠施工 ※2級の場合、合格後、大工工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・型枠 ・建築大工	・(ア)建築、(イ)大工 ・(ア)内装仕上、(イ)大工
左官工事業 (左官工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級左官 ※2級の場合、合格後、左官工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・左官 ・外壁仕上	
とび・土工工事業 (とび・土工・コンクリート工事)	・1、2級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木又は薬液注入) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体)		技術士 ・建設部門 ・農業部門(農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの、 農業土木、森林土木又は水産土木)	・1級とび、型枠施工、コンクリートの圧送施工又はウエルポイント施工 ・2級とび(合格後、とび工事に関し3年以上の実務経験を有する者) ・2級型枠施工、コンクリートの圧送施工(合格後、コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者) ・2級ウエルポイント施工(合格後、土工工事に関し3年以上の実務経験を有する者)	・地すべり防止工事士 ※登録後、土工工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・基礎ぐい工事試験の合格者	・橋梁 ・コンクリート圧送 ・トンネル ・機械土工 ・PC ・高、土工 ・切断穿孔 ・エクステリア ・グラウト ・運動施設 ・基礎工 ・標識、路面標示	・(ア)土木、(イ)とび・土工 ・(ア)解体、(イ)とび・土工
石工事業 (石工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級ブロック建築、石材施工 ※2級の場合、合格後、石工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ・コンクリート積みブロック施工		・エクステリア	
屋根工事業 (屋根工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)	・1、2級建築士		・1、2級建築板金、かわらぶき ※2級の場合、合格後、屋根工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・建築板金	(ア)建築、(イ)屋根
電気工事業 (電気工事)	・1、2級電気工事施工管理技士		技術士 ・電気電子部門 ・建設部門 ・総合技術監理部門(電気電子部門又は建設部門に係るもの)		・第1、2種電気工事士 ※第2種は免状交付後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ・第1、2、3種電気主任技術者 ※免状交付後、電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者 ・建築設備士 ※資格取得後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・1級計装士 ※合格後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者	・電気工事	
管工事業 (管工事)	・1、2級管工事施工管理技士		技術士 ・機械部門(流体力学又は熱工学) ・上下水道部門 ・衛生工部門 ・総合技術監理部門(流体力学、熱工学又は上下水道部門若しくは衛生工部門に係るもの)	・1、2級建築板金(ダクト板金作業)、冷却空調と機器施工、配管(建築配管作業) ※2級の場合、合格後、管工事に関し3年以上の実務経験を有する者	・給水装置工事主任技術者 ※免状交付後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・建築設備士 ※資格取得後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・1級計装士 ※合格後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者	・配管 ・ダクト ・冷凍空調	
タイル・れんが・ブロック工事業 (タイル・れんが・ブロック工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体又は仕上げ)	・1、2級建築士		・1、2級タイル張り、築炉、ブロック建築 ※2級の場合、合格後、タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・エクステリア ・タイル張り	
鋼構造物工事業 (鋼構造物工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体)	・1級建築士	技術士 ・建設部門(鋼構造及びコンクリート) ・総合技術監理部門(鋼構造及びコンクリート)	・1、2級タイル張り、築炉、ブロック建築 ※2級の場合、合格後、タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・橋梁	
鉄筋工事業 (鉄筋工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体)			・鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)の合格後、鉄筋工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ※1級鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)に合格した者については、実務経験は要しない。		・PC ・鉄筋 ・圧接	

建設工事の種類	建設業法 「技術検定」	建築士法 「建築士試験」	技術士法 「技術士試験」	職業能力開発促進法 「技能検定」	その他	登録基幹技能者 (登録〇〇基幹技能者) ※10年以上の実務経験が必要	(ア)工事業及び(イ)工事業に係る建設 工事に関し12年以上の実務経験を有する 者のうち、(イ)工事業に係る建設工事 に関し8年を超える実務経験を有する者
舗装工事業 (舗装工事)	・1、2級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・建設部門 ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの)			・運動施設	
しゅんせつ工事業 (しゅんせつ工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・建設部門 ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの又は水産土木)			・海上起重	(ア)土木、(イ)しゅんせつ
板金工事業 (板金工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級工場板金、建築板金 ※2級の場合、合格後、板金工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・建築板金	
ガラス工事業 (ガラス工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級ガラス施工 ※2級の場合、合格後、ガラス工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・硝子工事	(ア)建築、(イ)ガラス
塗装工事業 (塗装工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級塗装 ※2級の場合、合格後、塗装工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ・路面標示施工		・建設塗装 ・外壁仕上 ・標識、路面標示	
防水工事業 (防水工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級防水施工 ※2級の場合、合格後、防水工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・防水 ・外壁仕上	(ア)建築、(イ)防水
内装仕上工事業 (内装仕上工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)	・1、2級建築士		・1、2級の量製作、内装仕上げ施工、表装 ※2級の場合、合格後、内装仕上げ工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・内装仕上工事	・(ア)建築、(イ)内装仕上 ・(ア)大工、(イ)内装仕上
機械器具設置工事業 (機械器具設置工事)			技術士 ・機械部門 ・総合技術監理部門(機械部門に係るもの)				
熱絶縁工事業 (熱絶縁工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級熱絶縁工事 ※2級の場合、合格後、熱絶縁工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・保温保冷	(ア)建築、(イ)熱絶縁
電気通信工事業 (電気通信工事)	・1級電気通信工事施工管理技士 ・2級電気通信工事施工管理技士		技術士 ・電気電子部門 ・総合技術監理部門(電気電子部門に係るもの)		電気通信主任技術者 ※資格者証交付後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者	・電気工事	
造園工事業 (造園工事)	・1、2級造園施工管理技士		技術士 ・建設部門 ・森林部門(林業又は森林土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの、林業又は森林土木)	・1、2級造園 ※2級の場合、合格後、造園工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・造園 ・運動施設	
さく井工事業 (さく井工事)			技術士 ・上下水道部門(上下水道及び工業用水道) ・総合技術監理部門(上下水道及び工業用水道)	・1、2級さく井 ※2級の場合、合格後、さく井工事に関し3年以上の実務経験を有する者	地すべり防止工事士 ※登録後、さく井工事に関し1年以上の実務経験を有する者		
建具工事業 (建具工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1、2級建具製作、カーテンウォール施工、サッシ施工 ※2級の場合、合格後、建具工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・サッシ、カーテンウォール	
水道施設工事業 (水道施設工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・上下水道部門 ・衛生工学部門(水質管理又は廃棄物管理) ・総合技術監理部門(上下水道部門に係るもの、水質管理又は廃棄物管理)				(ア)土木、(イ)水道施設
消防施設工事業 (消防施設工事)					甲種又は乙種消防設備士	・消火設備	
清掃施設工事業 (清掃施設工事)			技術士 ・衛生工学部門(廃棄物管理) ・総合技術監理部門(廃棄物管理)				
解体工事業 (解体工事) ※平成33年3月31日までは、「とび・土工事業」の技術者(平成28年6月1日時点で既存)は、「解体工事業」の技術者要件を満たす者とみなす	・1級土木施工管理技士※ ・2級土木施工管理技士(土木)※ ・1級建築施工管理技士※ ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※ ※平成27年度までの合格者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要		技術士 ・建設部門※ ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの)※ ※当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要	・1級とび ・2級とび(合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者)	登録解体工事試験の合格者		・(ア)土木、(イ)解体 ・(ア)建築、(イ)解体 ・(ア)とび・土工、(イ)解体